

大阪府新商品の生産等による新事業分野開拓事業者認定事業ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 本要領は、大阪府新商品の生産等による新事業分野開拓事業者認定事業（以下「大阪府中小企業新商品購入制度」という。）ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。また、通称として「大阪府認定新商品ロゴマーク」と表記することができるものとする。）の使用に関して、必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用)

第2条 大阪府中小企業新商品購入制度認定事業者（以下「認定事業者」という。）は、「大阪府中小企業新商品購入制度ロゴマーク使用届出書」（様式第1号）を大阪府に提出して、ロゴマークを使用することができる。

2 大阪府は、前項に基づく届出があったときは、ロゴマークの電子データ（PNG形式）を当該届出者に提供するものとする。

(使用の条件)

第3条 ロゴマークの使用の条件は、次のとおりとする。

(1) ロゴマークの使用は、以下のものに限るものとする。

ア 商品の包装紙、梱包箱等に、ロゴマークを印刷し若しくはシールを貼付すること。

イ パンフレット、チラシ、カタログ等にロゴマークを使用すること。

ウ 会社案内、名刺等にロゴマークを使用すること。

エ その他大阪府中小企業新商品購入制度の認知度の向上及び認定商品のPRに資するものにロゴマークを使用すること。

(2) ロゴマークの使用は、認定期間中のみに限る。ただし、認定期間終了時に印刷物等の残部がある場合は、引き続き1年間に限りその使用を認めるものとする。

(3) ロゴマークの無断使用、デザインの変更、第三者への提供は認めないものとする。

(4) ロゴマークの使用等によって損害が生じた場合またはロゴマークの使用等によって第三者に損害を与えた場合、大阪府は一切責任を負わないものとする。

(使用の差し止め)

第4条 大阪府は、ロゴマークの使用者が次のいずれかに該当するときは、当該使用を差し止めることができる。

(1) 前条の使用の条件に違反したとき

(2) 使用者独自のマーク、商標、意匠等に相当するものとして独占的に使用されていると認められるとき

(3) 関係法令に違反、または違反するおそれがあると認められるとき

(4) 新商品の認定を取り消されたとき

(5) その他ロゴマークの使用が適当でないと認められるとき

2 大阪府は、使用者が前項の規定によりロゴマークの使用を差し止められ、これによって使用者が損害を受けることがあっても、その保証の責めを負わない。

(その他)

第5条 知事は、その他必要な事項について、別途定めることができる。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行し、要領の規定は、施行日前の認定事業者についても適用する。

この要領は、令和5年2月14日から施行する。